

平成31年度一般会計予算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が
充てられる社会保障施策に要する経費について

・平成26年4月1日より消費税等(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成31年度一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入)

・地方消費税交付金額(社会保障財源化分)見込額 **280,000 千円**

(歳出)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策に要する経費 **1,428,395 千円**

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	町債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
社会福祉	障害福祉サービス事業	658,412	492,819	0	0	58,783	106,810
	小計	658,412	492,819	0	0	58,783	106,810
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	218,825	128,544	0	0	32,048	58,233
	介護保険特別会計繰出金	378,108	3,292	0	0	132,688	242,128
	小計	596,933	131,836	0	0	164,736	300,361
保健衛生	こども医療費助成事業	173,050	13,942	0	0	56,481	102,627
	小計	173,050	13,942	0	0	56,481	102,627
合計		1,428,395	638,597	0	0	280,000	509,798

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の平成31年度予算額(680,000千円)の17分の7に相当する額としています。

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分して充当しています。